

## 条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十九号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第二十二項事務の欄中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改め、同欄1中「第十九条の十四第一項」を「第六十一条第一項」に、「第十四条第一項に規定する製造業者等」を「第十条第一項に規定する取扱業者」に、「特定製造業者等」を「特定取扱業者」に改め、同欄2中「第十九条の十四第三項」を「第六十一条第三項」に改め、同欄3中「第十九条の十四の二」を「第六十二条」に改め、同欄4中「第二十条第三項」を「第六十五条第四項」に、「特定製造業者等」を「特定取扱業者」に改め、同欄5中「第二十一条の二第一項」を「第七十条第一項」に、「特定製造業者等」を「特定取扱業者」に改め、同欄6中「第二十一条の二第二項」を「第七十条第二項」に、「特定製造業者等」を「特定取扱業者」に改める。

別表第二十七項第一号事務の欄45中「第七十七条第四項」を「第七十七条第六項」に改め、同欄49中「第七十九条第四項」を「第七十九条第六項」に改め、同欄52中「第三十四条第四項」を「第三十四条第六項」に改める。

別表第三十二項事務の欄1中「第四十六条第一項」を「第一百七十一条第一項」に改め、同欄2中「第四十七条第一項」を「第一百七十二条第一項」に改め、同欄3中「第四十七条の二第一項」を「第一百七十三条第一項」に改め、同欄4中「第四十七条の二第二項」を「第一百七十三条第二項」に改め、同欄5中「第十二条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同欄6中「第一百八条及び第二百十条」を「第二百五条及び第二百十七条」に改め、同欄7中「第一百十九条」を「第二百十六条」に改める。

別表第八十五項第二号事務の欄1中「第四十六条第一項」を削り、同欄5中「第八十二条」を削り、同欄6中「第八十三条の二第一項」を削り、同欄7中「第八十三条の二第二項」を削り、同欄8中「第八十三条の二第三項」を削り、同欄9中「第八十三条の二第四項、第八十五条」を削り、同欄10中「第八十三条の二第五項、第八十四条第二項」を削り、同欄11中「第八十四条第一項」を削る。

別表第九十一項事務の欄4中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

別表第九十八項第一号を削り、同項第二号事務の欄中「法に」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この項において「法」という。）に」に改め、「届出」の下に「（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係るものに限る。）」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号事務の欄中2を3とし、1の次に次のように加え、同号を同項第二号とする。

2 法第二十九条第一項の規定による届出（幼保連携型認定こども園に係るものに限る。）

別表第二百二項市町村の欄中「さいたま市、」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第二十七項第一号事務の欄及び同表第三十二項事務の欄の改正規定は、公布の日から施行する。